

パートナーシップ宣誓書受領証の提示により利用可能となるサービス(想定)

**資料4-1**

【行政サービス】

担当課	サービス	
住宅課	市営住宅への入居	同居の要件を配偶者と同様にする
税務課	税証明等の申請	委任状なしで申請が可能
安土未来づくり課	市営墓地の使用許可申請	親族と同様に申請できる
危機管理課	り災証明の申請	家族と同様の取扱い
人権・市民生活課	犯罪被害者遺族見舞金の申請	親族と同様に申請できる
東近江行政組合(消防)	救急搬送時の同乗、救急搬送証明の申請	家族と同様の取扱い
総合医療センター	手術、検査、入院時の同意	家族と同様の取扱い

【民間サービス】

業種	サービス	
携帯電話会社	家族割の適用	
金融機関	住宅ローン	連帯債務者、所得合算者での配偶者の定義に同性パートナーを含める
不動産業	賃貸借契約	夫婦や婚姻を前提とした異性カップルと同様の扱い
保険会社	自動車保険の運転者限定特約等	配偶者と同等の取扱い
	生命保険の死亡保険金の受取人、指定代理請求人	配偶者と同等の取扱い

※個別に交渉や調整が必要。